

参 考 資 料

平 成 30 年 度

大阪市健全化判断比率等審査資料

目 次

平成 30 年度大阪市健全化判断比率等審査資料

	頁
1 実 質 赤 字 比 率	1
2 連結実質赤字比率	2
3 実質公債費比率	4
4 将来負担比率	6
5 資金不足比率	8

凡 例

- 1 文中及び表中に用いる金額は百万円単位で表示し、単位未満は四捨五入している。したがって、表中の合計と内訳の計が一致しない場合等がある。
- 2 文中に用いる比率（％）は、国の算定基準に基づいている。

1 実質赤字比率

- 実質赤字比率とは、地方公共団体の一般会計等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。
- 当年度の一般会計等の実質収支は4億2,900万円の黒字となっており、実質赤字額が発生していないため、実質赤字比率は計上されていない。

$$\text{実質赤字比率} \quad [-] \quad = \quad \frac{\text{一般会計等実質赤字額} \quad [-]}{\text{標準財政規模} \quad 851,858 \text{ 百万円}}$$

○標準財政規模とは、地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すものであり、市税等の標準税収入額等 745,487 百万円に普通交付税額 42,294 百万円及び臨時財政対策債発行可能額 64,077 百万円を加えたもので、851,858 百万円となっている。

図表－1 一般会計等実質収支額及び実質赤字比率

(単位：百万円)

項 目	平成 30 年度	平成 29 年度	差引増△減
一般会計等実質収支額	429	420	10
標準財政規模	851,858	848,687	3,171
実質赤字比率	—	—	—

(注) 一般会計等実質収支額とは、形式収支(歳入歳出差引額)から明許繰越等のために翌年度に繰り越すべき財源を控除した額である。

2 連結実質赤字比率

- 連結実質赤字比率とは、一般会計等に加え、公営企業会計などを含む地方公共団体の全会計に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。
- 当年度の連結実質収支額は 986 億 5,400 万円の黒字となっており、連結実質赤字額が発生していないため、連結実質赤字比率は計上されていない。
- 一般会計等の 4 億 2,900 万円の黒字に加え、介護保険事業会計の 40 億 9,200 万円の黒字、水道事業会計の 412 億 8,700 万円の資金剰余、下水道事業会計の 368 億 3,700 万円の資金剰余など、全会計において黒字や資金剰余となっている。

$$\text{連結実質赤字比率} \quad [\quad - \quad] \quad = \quad \frac{\text{連結実質赤字額} \quad [\quad - \quad]}{\text{標準財政規模} \quad 851,858 \text{ 百万円}}$$

図表－２ 連結実質収支額及び連結実質赤字比率

(単位：百万円)

会 計 名			平成 30 年度	平成 29 年度	差引増△減
一般会計等			429	420	10
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	駐車場事業会計		113	41	72
	国民健康保険事業会計		2,253	1,618	635
	介護保険事業会計		4,092	755	3,336
	後期高齢者医療事業会計		1,468	1,380	88
公営企業会計	法適用企業	自動車運送事業会計 ^(注)	—	167	△167
		高速鉄道事業会計 ^(注)	—	1,806	△1,806
		水道事業会計	41,287	38,486	2,801
		工業用水道事業会計	5,639	6,689	△1,050
		中央卸売市場事業会計	6,536	5,274	1,262
		下水道事業会計	36,837	32,858	3,979
		港営事業会計	0	0	0
	法非適用企業	食肉市場事業会計	0	0	0
合 計（連結実質収支額）			98,654	89,494	9,160
標準財政規模			851,858	848,687	3,171
連結実質赤字比率			—	—	—

(注) 交通事業の民営化に伴い、自動車運送事業会計及び高速鉄道事業会計については、平成 29 年度末で廃止している。

3 実質公債費比率

- 実質公債費比率とは、地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。
- 平成 28 年度、平成 29 年度及び平成 30 年度の3か年の比率を平均した結果、4.2%となり、早期健全化基準（25.0%）及び財政再生基準（35.0%）を下回っている。
- 平成 30 年度単年度における実質公債費比率は 4.2%となり、平成 29 年度単年度に比べて 0.9 ポイントの悪化となっている。これは、交通事業の民営化により引き継いだ企業債分の元利償還金の増加などによるものである。

図表－3 実質公債費比率

実質公債費比率	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	8.6%	5.2%	3.3%	4.2%
平成 29 年度実質公債費比率 （3か年平均）	5.7%			
平成 30 年度実質公債費比率 （3か年平均）		4.2%		

（注） 比率（3か年平均）は、小数第2位以下を切り捨てている。

平成 30 年度単年度の実質公債費比率は次の算式のとおり算定されている。

実質公債費比率 4.2%	$\frac{\text{（地方債の元利償還金 + 準元利償還金）} - \text{（特定財源 + 係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$	
	$\frac{(98,356 \text{ 百万円} + 125,429 \text{ 百万円}) - (82,852 \text{ 百万円} + 109,427 \text{ 百万円})}{851,858 \text{ 百万円} - 109,427 \text{ 百万円}}$	

元利償還金・準元利償還金に
 （地方債の元利償還金 + 準元利償還金）－（特定財源 + 係る基準財政需要額算入額）
 （98,356 百万円 + 125,429 百万円） （82,852 百万円 + 109,427 百万円）

標準財政規模 — 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額
 851,858 百万円 109,427 百万円

○地方債の元利償還金は、一般会計等の公債費の元利償還額である。
 ○準元利償還金は、満期一括償還地方債について償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額、一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの、公債費に準ずる債務負担行為に係るものなどである。
 ○特定財源は、都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税及び地方債償還額に充当した住宅使用料等である。
 ○元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額とは、普通交付税の算定基礎に算入された元利償還金及び準元利償還金である。

図表－４ 実質公債費比率の計算要素

(単位：百万円)

項 目	平成 30 年度	平成 29 年度	差引増△減
元利償還金①	98,356	91,416	6,940
準元利償還金②	125,429	130,472	△5,043
特定財源③	82,852	83,572	△719
元利償還金・準元利償還金に係る基 準財政需要額算入額④	109,427	114,023	△4,597
分子 (①＋②－③－④)	31,506	24,292	7,213
標準財政規模⑤	851,858	848,687	3,171
分母 (⑤－④)	742,431	734,663	7,768

4 将来負担比率

- 将来負担比率とは、借入金（地方債）など地方公共団体が現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。
- 当年度は 46.4%となり、前年度の 65.2%と同様に早期健全化基準（400.0%）を下回っている。
- 前年度に比べて、18.8 ポイントの改善となっている。これは、全会計合計での地方債残高の減少などによるものである。

将来負担比率 46.4%	＝	将来負担額 3,471,940 百万円	－	充当可能財源等 3,126,733 百万円
		標準財政規模 851,858 百万円	－	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 109,427 百万円

○将来負担額は、一般会計等の地方債の現在高、公営企業債の償還財源繰入見込額や退職手当負担見込額等の現在抱えている負債額である。

○充当可能財源等は、上記の将来負担額の償還に充てることができる基金額や都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税等である。

（注） 比率は、小数第2位以下を切り捨てている。

図表－5 前年度との比較

項 目	平成 30 年度	平成 29 年度	差引増△減
将来負担比率	46.4%	65.2%	△18.8

図表－6 将来負担比率の計算要素

（単位：百万円）

項 目	平成 30 年度	平成 29 年度	差引増△減
将来負担額①	3,471,940	4,028,501	△556,561
充当可能財源等②	3,126,733	3,549,177	△422,444
分子（①－②）	345,207	479,324	△134,117
標準財政規模③	851,858	848,687	3,171
元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額④	109,427	114,023	△4,597
分母（③－④）	742,431	734,663	7,768

図表－７ 将来負担額内訳

(単位：百万円)

項 目	平成 30 年度	平成 29 年度	差引増△減
地方債の現在高	2,785,361	3,330,875	△545,514
債務負担行為に基づく支出予定額	99,424	109,016	△9,592
公営企業債等繰入見込額	308,783	308,633	150
組合等負担等見込額	8,849	9,344	△495
退職手当負担見込額	239,730	238,982	748
設立法人の負債額等負担見込額	29,793	31,652	△1,858
第三セクター等	29,793	31,652	△1,858
合 計（将来負担額）	3,471,940	4,028,501	△556,561

図表－８ 上記の将来負担額内訳の第三セクター等の負債額等負担見込額の内訳

(算入率を除いた単位：百万円)

項 目	平成 30 年度			平成 29 年度	差引 増△減
	損失補償付 債 務	% 算入率	負債額等 負担見込額	負債額等 負担見込額	
第三セクター					
株式会社湊町開発センター	3,826	100	3,826	4,073	△247
ｱｼﾞｱ太平洋ﾚｰﾄﾞ ﾙｰﾀｰ株式会社	18,568	100	18,568	19,674	△1,106
大阪市街地開発株式会社	3,313	10	331	365	△34
クリスタ長堀株式会社	7,011	100	7,011	7,374	△363
大阪港埠頭株式会社	202	10	20	67	△47
計	32,920		29,757	31,553	△1,796
公的信用保証					
大阪信用保証協会			36	99	△63
合 計			29,793	31,652	△1,858

図表－９ 充当可能財源等内訳

(単位：百万円)

項 目	平成 30 年度	平成 29 年度	差引増△減
充当可能基金	967,903	1,357,768	△389,865
財政調整基金	160,431	163,020	△2,589
公債償還基金	732,267	1,121,044	△388,776
運用基金	7,316	5,406	1,910
特定目的基金	67,888	68,298	△410
充当可能特定歳入	775,725	802,848	△27,123
都市計画税	450,965	456,031	△5,066
貸付金償還金	64,061	65,391	△1,330
住宅使用料等	211,828	226,591	△14,763
その他	48,871	54,836	△5,965
基準財政需要額算入見込額	1,383,105	1,388,561	△5,456
計（充当可能財源等）	3,126,733	3,549,177	△422,444

5 資金不足比率

- 資金不足比率とは、地方公共団体の公営企業会計における資金不足を、その公営企業の事業規模に対する割合で表したものである。
- 全会計において資金の不足額が発生していないため、資金不足比率は計上されていない。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

○資金の不足額

法適用企業 (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額

法非適用企業 (繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高) - 解消可能資金不足額

(注) 宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

○事業の規模

法適用企業 営業収益の額 - 受託工事収益の額

法非適用企業 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

図表－10 各公営企業会計の状況

(比率を除いた単位：百万円)

項 目			平成 30 年度	平成 29 年度	差引増△減
法 適 用 企 業	自動車運送事業会計 (注) 2	資金の不足額	—	—	—
		事業の規模	—	12,424	皆減
		資金不足比率	—	—	—
	高速鉄道事業会計 (注) 2	資金の不足額	—	—	—
		事業の規模	—	160,323	皆減
		資金不足比率	—	—	—
	水道事業会計	資金の不足額	—	—	—
		事業の規模	62,052	62,471	△419
		資金不足比率	—	—	—
	工業用水道事業会計	資金の不足額	—	—	—
		事業の規模	1,389	1,436	△48
		資金不足比率	—	—	—
	中央卸売市場事業会計	資金の不足額	—	—	—
		事業の規模	5,728	5,811	△83
		資金不足比率	—	—	—
	下水道事業会計	資金の不足額	—	—	—
		事業の規模	64,171	65,032	△861
		資金不足比率	—	—	—
法非適用 企業	宅地 造成 港営事業会計	資金の不足額	—	—	—
		事業の規模	11,824	21,543	△9,718
		資金不足比率	—	—	—
	食肉市場事業会計	資金の不足額	—	—	—
		事業の規模	693	710	△17
		資金不足比率	—	—	—

(注) 1 資金不足比率の算定においては、資金の不足額を正の値として算定する。

2 交通事業の民営化に伴い、自動車運送事業会計及び高速鉄道事業会計については、平成 29 年度末で廃止している。